



毎年この時期に速報版でお伝えする税制改正大綱ですが、今回はかなり急ピッチでした。自民党のサイトにアップされたのが12/14 16:00で、そこから140ページの大綱を読み切ったこのニュースレターです。乱文ご容赦下さい(^_^)。

<今回の内容>

I. 税制改正大綱が発表になりました……………P.1

平成30年1月1日発行

第 35号

税制改正大綱、政府与党から発表されたものを猛ダッシュで研究してニュースレターにしました！超速報版です！

平成30年度税制改正大綱が発表になりました

EMP通信 発行者:EMP税務会計事務所・EMP行政書士事務所

税制改正大綱が発表になりました

■平成29年12月14日(今日です！)に、自民党公明党の連立与党から平成30年度の税制改正大綱が発表になりました。

毎年のことですが、これは、連立与党が「今後税制はどのように変わります(変えようと思います)」という内容をまとめたもので、既に決定のもの(決定された場合は、いつから適用か)、まだ期日は未定のもの、方向性のみ決定されたもの等の内容が、税目別に一覧されているものです。

これはあくまで与党が考えているものなので、100%決定というわけではありませんが、例年で言うと、ほぼこの内容が年末に閣議決定されて、法制化されていきます。

今回の税制改正大綱でテーマとしているのは、「安倍内閣が断行している『生産性革命』と『人作り革命』」とあります。そして、そのために「一億総活躍社会」を作り上げるための「働き方改革」を後押しするための施策になっています。

そういう観点から税制改正大綱を読むと、随所随所で言い訳が書かれているのが何となく微笑ましく思います(僕だけですかね？)。が、税制は生き物です。こうやって毎年チェックすることで、税理士として皆様にも良い提案ができると思っています。

今回の税制改正大綱は、10月末になって急に？降って沸いてきた所得税の基礎控除の拡大&給与所得控除の縮小ですね。これは、去年の税制改正大綱で決まった配偶者控除、配偶者特別控除よりも、さらに多くの方に影響を与えますので、注目されている方、注目はしていな

いけれどもニュースで何となく知っている方も多いと思います。

さらには、噂になっていた「国際観光旅客税」についても正式に明記されていました。

もちろんそれ以外にもいくつもの改正点があります。それらを知ることで、政府与党が今後の税制についてどのような意図を持っているか、伺い知ることができると思います。

今回もその中で、比較的多くの皆さんについて身近な税制の改正内容について、簡単にご紹介いたします(僕のコメントが例年になく辛口です)。

<所得税>

■基礎控除の増額&給与所得控除の見直し

所得税計算上、誰でも控除される金額が基礎控除です。現状基礎控除は38万円と一定です。

具体的には、利益が100万であっても、この100万に税率をかけるわけではなく、基礎控除の38万円はだれでも控除されますが、今回この控除する金額を10万円増額して48万円にします。

ただ、誰でも48万円になるわけではありません。

所得の額が、2,400万円を超える人は32万円、2,450万円を超える人は16万円、2,500万円を超える人は0円になります。

つまり、所得が2,400万円までの人は減税になりますが、それ以上の人は増税になる計算になります。

ちなみに、基礎控除はずっと変更ないなと思っていましたが、どうも平成7年に現行の38万になっているんですね。

まだ大学生だったので、このあたりは全然意識をしていませんでした(^-^)

次に、給与所得控除とは給与をもらっている会社員の、みなし経費のようなものですが、基礎控除が増えた関係で給与所得控除が少し減っています。その結果、850万円未満の給与をもらっている人はプラスマイナスゼロになるために影響はありませんが、850万円以上の給与をもらっている人は、所得控除の額が減りますので、結果的に増税になっています。

と言う事は、基礎控除の適用は受けていて給与所得控除を受けていない人、例えば個人事業主の方は結果的に減税になりますね。

ここまで考えると、給与が2,400万円を超え始めると基礎控除も減りますし、給与所得控除も減ります。給与は多すぎないようにしましょうと言ったところでしょうか。

特に同族会社の社長は法人の利益の調整弁として役員報酬を設定しているところがほとんどだと思います。

そういう意味で言うと、利益の調整もほどほどにしなければなりませんね。

そもそも、国際競争の強化の観点から法人税の実効税率が既に30%まで下がっていますし、中小企業については税率軽減の関係でもっと低いです。と言う事は法人に利益を出して、法人税を納めた方が有利だと言えます。

税金とは本来関係ありませんが、社会保険料なんかここまで10年間上がり続けましたね。これも地味に痛いです。法人で利益を出すべきです。

ちなみに、この基礎控除の増額及び給与所得控除の見直しは、22才以上の扶養親族や特別障害者控除対象扶養親族が同一生計内にいる方には一定の措置を講ずるとあります。

■ 青色申告特別控除とは、ざっくり言うと「青色申告をしている人は65万円経費を上乗せしていいですよ！」という規定ですが、今度から、65万円の控除を受けることができる人はe-Taxをしている人に限定します。e-Taxで申告しない人は55万円とします！と変わります。

「なので！もうe-Tax使ってね！」という明確なメッセージですね。これまでの統計で、所得税は約50%、法人税は約70%がe-Taxが利用されていますが、年々少しずつ利用が拡大されています。これによって徴税負担が減って、税金が減るといいですね(^-^)

さらには、所得税の納付については、QRコードを印刷して納付することもできるようにします。おそらく、e-Taxで申告したときに、QRコードを出力できるようになるので、納税者がコンビニで納めることができるようになるんだと思います。これも徴税費用の削減に繋がります。この徴税

費用の削減が、しっかり私たち国民に良い形で反映されることを願ってます。

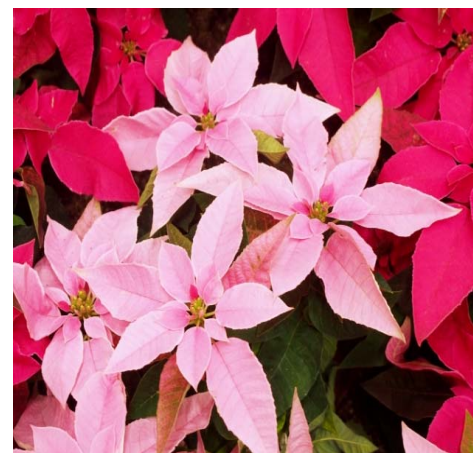
■ 年金についても増税です。「わが国は、拠出段階では全額控除され、給付段階でも公的年金等控除が受けられ、拠出・給付の両段階で十分な課税がなされない仕組みとなっている」と書かれていますが、これってどうなんでしょうか。なら年金システムなんか辞めて全員自分で投資・運営する方向にしていたら良かったのに！とも思いますが、まあともかく、年金収入が1,000万円を超える人は所得控除が減ることになっています。さらには、例えば給与など、年金以外の所得がある人も、これまでは特に年金には影響しませんでした。年金以外の所得が1,000万円を超える人から、同様にさらに控除額が10万円減ることになります。

<相続税>

■ 小規模宅地等の特例について、貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等が除かれます。

小規模宅地等の特例とは、相続税の節税に活用できる規定のメジャーなものですが、これに、平成30年4月1日から制限がかけられるようになりました(それまでの宅地は適用されます)。

具体的には、(節税の意図で)住宅を建てて人に貸して



も、建ててすぐに亡くなってしまったらその特例は使えませんよ！ということです。要は、高齢者の駆け込み賃貸住宅の取得は完全な節税目的でしょ！？というニュアンスでしょうか。

実際には、「小規模宅地等の特例を本来の趣旨を逸脱した悪用を防止する観点」から規定されたとありますので、結構はっきりとしたメッセージですね。

ただ、既に3年以上前から事業的規模で貸付事業を行っている人は別だという文言もありますので、「元々から貸家業をやっている人は、今回の貸家は無理な節税の意図はないと思うので、その人はいいですよ」と取るか、「元々から貸家業をやっている人は富裕層なので、その人はやめときまひよ」とも考えられます。このあたりから政府の意図をくみ取るとおもしろいです。

■ 事業承継税制について、これまで不確定要素の1つであった雇用継続要件が緩和されるようです。具体的には、雇用継続要件を満たすことができない理由を認定支

援機関経由で都道府県に提出すれば良いことになりま
すので、不確定要素がかなり緩和されましたね(ちなみ
に、このあたりのテーマはズバリ僕の大学院での研究
テーマだったのでちょっと嬉しいですね)。)

他にも、猶予の割合が80%だったのが、この平成30年1月
1日からは100%に拡大されます。また、現在は承継後に
会社を譲渡・解散した場合は、「猶予された時点の税金」
を全額支払うことになっていますが、新税制では「解散・
譲渡時の企業価値」に基づいて税額を再計算し、差額を
減免することになります。

と言うことは、結果的に事業承継を受けて残念ながら業
績不振で会社をたたむことになった会社の株式につい
ては、贈与税を払わなくて良いと言うことになりますね。

この税制改正大綱を元に、相続税法、施行令、施行規則
が決まっていますので、少しずつ制限がかかると思
いますが、

これまで、詳しい人がいないという理由でも、あまり積極
的にこの事業承継税制は活用されておらず、そのため
に非上場株式のせいで相続が難しくなっていました
が、会社を経営されている方にとって、かなり有利
になりますね。これは、当面10年間の期限付の措
置ですが、10年後はもっと事業承継については重
要な課題になりますので、そういう意味ではさら
に延長になること間違いなしです。

■ ついに、一般社団法人を活用した相続税の節税ス
キームについて、制限がかかるようになりました。

特定一般社団法人等について、5年以内のいずれかの
時期に役員だった者が死亡した場合には、(1)一般社
団法人の純資産額を、(2)同族役員の数で除した金額を、
(3)遺贈により取得した財産として、(4)一般社
団法人に相続税を課税するようです。

これってよく分からないのですが、(a)生きてる間に贈与
したらどうなる？(b)死亡する前に同族役員をど
んどん増やしたら相続財産が簡単に減るよ
うに感じます。

まだまだ始まったばかりなので、今はざっと読んだ
だけでも疑問がわいてきますが(そもそも僕が
読み違えているのでしょうか?)、来年、再来年
と様子を見ながら少しずつ制限されるん
でしょうね。

この規定についても、本文では、「一般社団法人・一般財
団法人」に財産を移転することによる『課税逃れ』と書
かれていますので、あくまで課税逃れと考
えている限りは、僕もこのあたりは大規模な節
税スキームで使われることが多いと感じて
いますので、警戒しておく必要があります。

<法人税>

■ これまでも雇用促進税制はありました。これは、
超ざっくり言うと、会社が従業員に払う給与を
増やしたら、その増やした金額に応じて、税金
を10%(中小企業は20%)安くしますよ!

という規定ですが、この割合が20%(中小企業は25%)に
増加しました。

所得税の増税と合わせて考えると、特に中小企業は「社
長がいっぱい取るんやの一て、従業員にも分けなはれ」
というメッセージです。

この割合が増えたり、使いやすくなっているということは、
この「従業員に分けなはれ」というメッセージはど
んどん強くなっていると考えていいでしょうね。

■ 生産性向上のための設備投資については、認定支援
機関等の支援による経営力向上計画書を前提に、固
定資産税が3年間半額になっていましたが、3年間は半
分以下になります(正しくは、ゼロ以上半額の範囲
内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額)。こ
れも、「設備投資積極的にやっ
てやー」という政府のメ
ッセージですね。細かいところ
ですが、気になるのは「な
お、固定資産税が市町村



材財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却
資産に対する固定資産税の制度は堅持する」とありま
す。このあたり、政治色を感じますね。

■ 返品調整引当金が廃止になりました。個人的には勉
強の時以外使ったことがないので全くインパクトがあ
りませんが、引当金がどんどんなくなるなという印象
です。

<消費税>

■ 国際観光旅客税(いわゆる出国税)が創設されま
す。平成31年1月7日以降に出国する人は、1回あたり
1,000円課税されます。日本人だけではなく、外国人
旅行者についても同様ですね!

■ たばこ税が約1.3倍になります。それだけではなく、
加熱式たばこ(いわゆるIQOSやglo等ですね)も課税
されることになります。加熱式たばこの規定を見て
ると、まるで酒税みたいでした。これって品種改良
でたばこ税がかからない加熱式たばこかが改良され
たりするんでしょうか?第3のたばこか。

<住民税>

■ 平成36年から、新しく「森林環境税(仮称)」を
住民税として年に1,000円徴収されます。既に地方
自治体では独自で徴収しているところもありますが、
森林保全等の観点から整備が急務だということで、
森林の間伐や整備を行う人材育成などに利用され
る特別会計に繰り入れられることになっています。
年間620億円と言う事は、一般会計の税収の約1%
ですが、これ、特別会計に直接組み込

む必要あるのかな?と思います。一般財源からちゃんとうが
予算取りをすれば良いのでは?と考えるのは穿った考え
をする僕だけでしょうか。誰か詳しい人意見下さい(あくまで
個人的な意見です)。

<その他>

■ 国民健康保険税の最高額が54万円から58万円に増額になります。そして国民健康保険税の計算も少し高くなります。個人事業主の方で稼いでいる方は注意です。

■ 相続に伴う登録免許税が期限付で免税になります!これは大きい!平成30年4月1日から3年間の期限付です。ずっと昔に親御さんが亡くなって、相続登記をしないままそのままになっている不動産がある方は今のうちに!

■ 電子申告の環境について、eLTaxについては、平成31年10月1日から順次、共同電子納税システムを導入するようです。これで、個人住民税の特別徴収のeLTaxでの納付が一気に広がりますね!いちいちこれを納付するだけのために銀行に行かなくても済みます。また、法人市民税や法人道府県民税についても同様です!待ち遠しい(^-^)!

それ以外にも、資本金1億円以上の大法人は電子申告必須になりますし、年末調整の資料についても電子署名付でPDF等で保存することも認められることになります。これは、総務実務上どうやって使うのかな?と個人的にはハテナです。もう少し改善の余地がありそうですがこうやって少しずつ改善されながら、本当に使いやすい、そして公平感の強い税法が完成するんだと思います。何よりeLTaxが全ての都道府県市区町村でダイレクト納付?できるのは嬉しい!待ち遠しいです。

■ 本当に細かいのですが、これまで必要だった申告書の「代表者及び経理担当者等の自署押印制度」が廃止になりました。実質自署押印されている申告書ってあまり見ないのですが、実はやっぱり申告書は自署押印が必要だったんですね(^-^;)。これで、堂々と自署押印を省略できます。

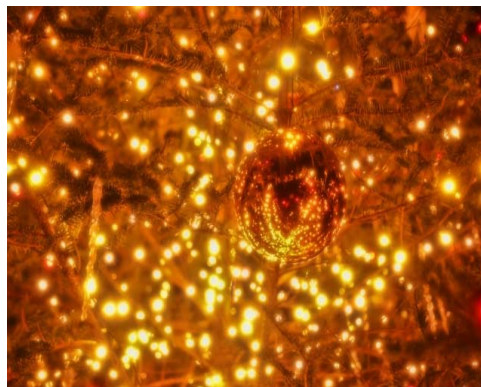
■ 最後に、この税制改正大綱のおもしろいのは、毎年税制改正大綱の一番最後に、国民の議論を起すための「検討事項」というページがある点です(あくまで個人の感

想です。あまり税制改正大綱をワクワクしながら読む人もいないと思いますので)。

今回は、毎年議論が上がっている「小規模企業等に係る税制のあり方」についてのひとつの解決策が、今回の給与所得控除の縮小だと思っています。ちなみに、この小企業企業等に係る税制のあり方は引き続き検討事項に挙がっていますので、まだまだ改善?の余地があると言うことです。

さらに、大きな課題になっている、いわゆる「ひとり親に対する税制上の対応」については今回の税制改正大綱では結論は出ていません。しかし、「平成31年度税制改正大綱において検討し、結論を得る。」と明記されていますので、一定の改正が行われることで、不公平感がなくなることにはなっています。これは、いわゆる寡婦控除についての検討です。

寡婦控除とは、一度結婚して、その後離婚された女性のうち、お子さんがいらっしゃる方に適用される規定です



が、未婚のまま出産した女性については、結婚していないので適用されません。

実態は同じなのに、これって変ですよ!という考え方

から、議論されてはいますが、今回は見送られています。

しかし、この「検討事項」の中に盛り込まれて、かつ来年結論を出す明記されていますので、来年中にさらに活発な議論がありそうです。

税法は単なる法律の1つですが、①公共サービスの費用調達機能・②所得の再分配機能・③経済への阻害効果・④景気の調整機能という租税の機能を果たすために毎年毎年ころころ変わりますし、そういう意味では税法を知ると、経済の流れや政府の方向性が分かります。是非この速報版を元に、今後の動きを感じて下さい。

EMP 税務会計事務所
EMP 行政書士事務所
株式会社オフィスEMP

〒530-0047 大阪市北区西天満5-6-10
富田町パークビル207号
TEL : 06-6316-3755 · FAX : 06-6316-3756
MAIL : info@office-emp.com
Web : http://www.office-emp.com

[取扱業務]

- 事業計画、キャッシュフローコンサルティング
- 税務顧問・税務調査対策
- 法人設立
- 各種セミナー
- ITコンサルティング、HP作成、SEO対策など

